【事業計画書作成に当たっての留意事項】

・事業計画書の評価は、「評価の視点」に沿って行いますので、作成に当たっては、「評価の視点（募集要領Ｐ１３～１４）を必ず確認してください。

・事業計画書の記入に当たっては、法人の考え方や取組がどのように行われるか等について、具体的かつ簡潔にまとめてください。（「評価の視点」の記載を単に羅列するのではなく、具体的に記入してください。）具体的な記載がないものについては評価できません。

・介護保険事業等の実績がある法人については、現在及び今後の取組状況等も交え記入するよう努めてください。

・記入漏れがありますと、その項目についての評価ができませんので注意してください。

事業所運営計画

| 事業所運営の基本方針 |
| --- |
| 事業所の運営方針  運営方針  ○　運営方針  ○　職員が守るべき倫理  ○　法令遵守  ○　自己評価  ○　外部評価 |
| 地域との連携  ⑴　地域との相互交流  ⑵　非常時に備えた地域との連携  ⑶　地域人材の活用  ※　地域の人材（地域のボランティア、協同労働など）を受け入れるためにどのような働きかけを行うか。また、どのように活用するのか、具体的に記載すること。  ⑷　地域住民を対象とした介護相談等の実施  ※　認知症カフェ等の運営計画についても具体的に記載すること。 |
| 利用者の家族との連携  ⑴　家族との交流の機会の確保  ・家族会の設置　：　□有　　　□無  ○　利用者の一時帰宅の支援方法  ・グループホーム用の来客用駐車場　　　　　　　　台  ・宿泊にも利用できる来客専用のスペース　　　　□有　　　　□無  ⑵　家族への情報提供と意見の反映  ○　家族への情報提供の方法  ・ホームページ活用の場合　ホームページのURL:  ○　利用者や家族の意見の反映方法 |

| 事業所管理運営 |
| --- |
| 運営母体（法人代表者（予定者））  法人代表者（予定者）  職　名　：　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　：  ○　認知症対応型サービス事業開設者研修※1の修了年月（未受講の場合は受講予定年月）  （　　　　年　　　　月）  法人代表者に代わり修了した者※2  職　名　：　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　：  ○　応募の動機  ※１　平成17年度に実施の認知症介護実践研修（実践者研修又は実践リーダー研修）、平成17年度に実施の認知症高齢者グループホーム管理者研修、平成12～16年度の間に実施の基礎課程又は専門課程、平成12～17年度の間に実施の認知症介護指導者研修、認知症高齢者グループホーム開設予定者研修を修了した者は開設者研修を修了したものとみなす。  ※２　法人代表者が研修を修了している場合には記載不要。理事長や代表取締役を法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと考えられる場合において、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代わりの代表者することができる。 |
| 管理者予定者・職員配置・職員研修・人材育成・定着等  ⑴　管理者予定者  ※　管理者について、以下のうち１０年間確実に遵守していくものがあれば、チェックすること。経験年数等の記載欄は、チェックの有無にかかわらず記載することとし、別紙２－２（管理者経歴書）に記載した経験年数等を記載すること。  □　介護保険事業所での勤務経験が５年以上ある者を充てる。  □　介護保険事業所の管理者経験がある者を充てる。  ＜経験年数等＞  　・介護保険事業所での管理者経験年数　　（　　　　年　　　　月）  　　・介護保険事業所での勤務経験年数　　　（　　　　年　　　　月）  ・認知症対応型サービス事業管理者研修※の修了年月（未受講の場合は、受講予定年月）  （　　　　年　　　　月）  ※　平成18年3月31日までに、認知症介護実践研修（実践者研修）又は基礎課程を修了した者であって、平成18年3月31日に、現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事していた者、又は認知症高齢者グループホーム管理者研修を修了した者は管理者研修を修了したものとみなす。  ⑵　職員配置  ※　職員配置について、以下のうち１０年間確実に遵守していくものがあれば、チェックすること。パーセンテージの記載欄は、チェックの有無にかかわらず記載することとし、別紙４（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表）の職員配置に基づいた数値とすること（小数点第二位以下切り捨て）。  □　介護職員※１について、介護福祉士資格取得者を５０％以上配置する※２。  □　看護・介護職員のうち、常勤職員を７５％以上配置する※２。  □　看護・介護職員※１について、経験年数７年以上の職員を３０％以上配置する※２。  経験年数７年以上の職員の配置割合　　　　％  □　看護師を常勤換算で１名以上配置する。  □　夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者を、ユニット数に１加えた数以上配置する。  ※１　非常勤職員を含む。  ※２　常勤換算方法とする。  ⑶　質の高い中核的人材育成・定着等  ・介護職員等処遇改善加算が算定できる体制の整備　：　□有　　　□無  ○　キャリアパス要件及び職場環境等要件を満たす取組（有の場合、記載）  　〇　具体的な職員研修計画（管理者やリーダー的スタッフの資質向上のための研修）  ・ひろしま介護マイスターの養成実績　：　□有　　　□無  ⑷　働きやすい環境づくり  ※　マニュアル又はガイドラインがあれば添付すること。  ○　働きやすい環境づくりを推進するための取組    ・「魅力ある福祉・介護職場宣言ひろしま」の認証　：　□有　　　□無  ○　職場におけるハラスメントを防止するための取組  ・ガイドライン添付　：　□有　　　□無 |

| 利用者処遇 |
| --- |
| 利用者等の苦情処理体制・個人情報の保護・事故発生時の対応  ⑴　苦情処理体制  ※　マニュアル又はガイドラインがあれば添付すること。  ○　苦情解決の仕組み  　　　苦情等受付窓口の設置　：　□有　　　□無  ○　苦情や要望をもとにサービスを改善するための具体的な取組  ・マニュアル添付　　：　□有　　　□無  ⑵　個人情報保護  ※　マニュアル又はガイドラインがあれば添付すること。  ○　個人情報保護の仕組み  ・ガイドライン添付　：　□有　　　□無  ⑶　事故発生時の対応  ※　マニュアル又はガイドラインがあれば添付すること。  ○　事故発生時の対応の手順  ○　寄せられた苦情や事故・ヒヤリハットの対策の協議方法や頻度、事故の再発防止のための具体的な取組  ・マニュアル添付　　：　□有　　　□無 |
| 災害対策・衛生管理・感染症対策  ⑴　災害発生時の対応  ※　マニュアル又はガイドラインがあれば添付すること。  ・マニュアル添付　　：　□有　　　□無  ○　非常災害発生時の対応  　・対応手順  　　・避難訓練  ○　非常災害時の対応  　　・地域住民等との連携体制  ・地域の要介護者の避難の受入の可否  　・夜間など職員の数が少ない場合を想定した訓練の実施  　　・備蓄品の有無  ⑵　衛生管理・感染症対策  ※　マニュアル又はガイドラインがあれば添付すること。  　○　衛生管理・感染症対策に関する取組  ・マニュアル添付（食中毒予防）　：　□有　　　□無  ・マニュアル添付（感染症対策）　：　□有　　　□無 |
| 栄養・協力医療機関  ⑴　栄養管理  ○　水分摂取に関する取組  　○　管理栄養士による食事・栄養管理に関する取組  ○　利用者の口腔の健康状態及び栄養状態の適切な管理に関する取組  ⑵　協力医療機関   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 協力医療機関名 | 診療科目 | 整備予定地までの距離  （道のり） | 住　　　所 | |  |  | ｍ |  | |  |  | ｍ |  | |  |  | ｍ |  | |  |  | ｍ |  | |  |  | ｍ |  | |
| サービスの質の確保  ⑴　利用者の尊厳に配慮するなどした適切なサービス  ※　マニュアル又はガイドラインがあれば添付すること。  ○　成年後見制度や権利擁護に関する事業等の活用の取組  ○　金銭管理の取組  　　・マニュアル添付　：　□有　　　□無  ○　利用者が利用しやすく不穏にならないための工夫や取組  ○　服薬管理の取組  　　・マニュアル添付　：　□有　　　□無  ○　炊事、洗濯、清掃等共同生活の役割分担  ⑵　個別ケアの実施  ○　入浴介助（利用者の意向に応じた入浴機会の提供等）  ○　生活習慣を尊重した食事提供や身体状況等を考慮した食事介助  ○　摂食・嚥下機能の維持・向上に配慮した口腔ケア  ○　プライバシーへの配慮や自立を促す排せつ介護(介助)  ○　利用者の嗜好を把握した趣味等の活動への支援  ⑶　中重度利用者への処遇  　○　中重度利用者の処遇改善のために行う医療面・介護面の取組（酸素療法管理の実施、褥瘡ケアの実施など）  ・登録特定事業者としての登録　　　　　　　　：　□有（予定含む）　□無  ・看取りに関する指針の作成　　　　　　　　　：　□有　　　　　　　□無  ○　看取り介護についての具体的な取組  　　・ターミナルケアやＡＣＰに関する研修の実施　：　□する　　　　　　□しない  　○　ＡＣＰの実践のほか看取りに向けた多職種連携充実の具体的な取組  　○　具体的な職員研修計画（認知症介護実践リーダー研修及び認知症チームケア推進研修）  ○　機能訓練に関する具体的な取組  ⑷　認知症への対応と医療との連携  ○　感染症発生時における医療機関との連携について  　　　※　以下の中で実施するものがあればチェック欄（□）にチェックを入れてください。  　　□　若年性認知症利用者の受け入れを行う。  　　□　事業所の職員として又は病院等との連携により看護師を１名以上配置し、かつ、看護師により  ２４時間連絡できる体制を確保する。  　　□　入居者が入院する必要が生じた場合、退院後に再びグループホームへ入居することができる体制がある。  　　□　歯科医師等からの助言に基づいた、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成する。  ⑸　新しい技術等を生かした処遇・科学的介護の推進  ※　新しい機器（介護用ロボット、介護用リフトなど）、新しいICT（情報）技術など利用者の快適性や従業員の負担軽減に資する新しい技術を導入する場合は、導入の目的、導入する機器・技術等の名称、導入の時期を記載すること。  ○　介護用ロボットや介護リフトなど新しい機器の導入  ○　見守り機器、インカム等のＩＣＴ、介護記録の作成の効率化に資するＩＣＴの導入  　○　上記以外の新しい技術の導入について  　○　新しい機器・技術の導入による効果を継続して把握するための具体的な取組  　○　ＬＩＦＥを活用した、質の高いサービスを実施するためのＰＤＣＡサイクルについて |

| 独自の取組 |
| --- |
| 事業所運営における独自の取組（※任意記載欄）  ※　特筆すべき独自の取組がある場合は記載すること。  ○地域との連携  ○職員の配置及び人材育成・定着等（障害者雇用など）  ○サービスの質の確保（機能訓練など） |